

羽村市富士見霊園墓地使用者の 申込みしおり

合葬式墓地 《合葬室》

申込方法 生活環境課生活環境係に持参してください。

電話及び郵送での申込みは受け付けておりません。

申込日時 午前8時30分から午後5時まで

※土・日曜日、祝日、市役所閉庁日を除く

主な注意事項

- 1 申込資格については、3～4ページの「**申込資格**」、4ページの「**欠格事項及び使用許可の取消し等**」で詳細をご確認ください。
- 2 羽村市富士見霊園条例第15条により、霊園内墓地の使用は、霊園内墓地使用者1人につき1箇所となっているため、**合葬式墓地と区画墓地の両方の使用者になることはできません**ので、ご注意ください。

【問合せ】 羽村市役所西庁舎2階 生活環境課生活環境係
TEL：042-555-1111 内線204・205

申込みから使用開始まで

<p>申込みの受付</p> <p>3～5 ページ</p>	<p>申込資格を確認のうえ、必要書類を揃えてお申し込みください。</p> <p>申込日時 午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日、市役所閉庁日を除く</p> <p>申込場所 市役所西庁舎2階⑨窓口 生活環境課生活環境係へ持参</p> <p>申込書類</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 羽村市富士見霊園墓地使用者許可申請書(実印が必要) (2) 申込者の本籍及び続柄記載の世帯全員の住民票 (申請日の3か月以内に発行されたもの) (3) 申込者の印鑑登録証明書 (申請日の3か月以内に発行されたもの) (4) 戸籍謄本等 (申込者と祭祀の主宰者と申込遺骨との続柄がわかるもの) <p>* 胎児(妊娠4か月(12週)以上)の遺骨で申し込む場合は、母子健康手帳または病院などの証明書を持参してください。ただし、死胎火葬許可証に親・子の続柄が記載されている場合は必要ありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (5) 市税等の納付状況確認同意書(実印が必要) (6) 住民基本台帳及び戸籍記載事項確認同意書(実印が必要) (7) 承継者不在の申立書(実印が必要) (8) 死体火葬許可証 ※他の墓地からの改葬の場合は、埋蔵証明書 <p>※墓地使用許可後、納骨時には改葬証明証が必要になります。改葬証明証の申請については、現在納骨されている区市町村で確認してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (9) 祭祀を主宰していることを証明する書類 (葬儀や供養時の会葬御礼の通知や領収書など)
<p>↓</p> <p>墓地使用許可申請 の手続きから使用 許可決定について (書類審査)</p> <p>6 ページ</p>	<p>書類審査を行います。</p> <p>墓地使用許可決定通知及び墓地使用料の納入通知書を送付します。</p> <p>なお、納入期限までに墓地使用料の納入がなかった場合、棄権したものとして取り扱います。</p>
<p>↓</p> <p>墓地使用許可証の 送付</p> <p>6 ページ</p>	<p>墓地使用料の納入が確認できた方に墓地使用許可証を送付します。</p> <p>書類審査から墓地使用許可決定までの期間・・・1～2か月間</p>
<p>↓</p> <p>遺骨の納骨</p> <p>6 ページ</p>	<p>墓地の使用許可日から6か月以内に納骨してください。</p>

墓地の概要

墓地は、次の申込区分形態となります。

合葬式墓地【合葬室】

遺骨を骨壺から取り出して納める形態のお墓です。

- (1) 承継に不安のある方など向けの墓地です。
- (2) 施設内には、立ち入りできません。
- (3) 参拝は、施設正面に参拝所があります。
- (4) 納骨された遺骨は返還することはできません。
- (5) 合葬式墓地と区画墓地の両方の使用者になることはできません。

墓地使用料

申込区分	墓地使用料
合葬式墓地【合葬室】	20,000 円(1 体)

※管理料は必要ありません。

1 申込資格

◆ 合葬式墓地（合葬室）

1 居住要件

申込者本人が3年以上継続して羽村市に住民登録をし、居住していること。

2 遺骨の状態

- (1) 現に納骨すべき遺骨（以下、「申込遺骨」といいます）があること。（改葬遺骨を含む）
- (2) 申込遺骨に係る死体火葬許可証等があり、書類審査時に提示できるものであること。（改葬遺骨は除く）なお、都立霊園の一時収蔵施設に仮安置している場合は、死体火葬許可証の代わりにその霊園の管理事務所で発行する「都立霊園一時収蔵施設使用許可証」を提示することになります。
- (3) 改葬遺骨の場合は、埋葬証明書があり、書類審査時に提示できるものであること。なお、納骨時には改葬証明証が必要となります。（改葬証明証は現在納骨されている区市町村で発行の手続きを行ってください。）

3 申込者と申込遺骨の続柄

申込者と申込遺骨の続柄が次のいずれかに該当していること。

- (1) 配偶者（夫または妻）
- (2) 直系血族の祖父母、父母、子、孫
- (3) 養父母、養子
- (4) 兄弟姉妹及びその配偶者、伯父・叔父・叔母・伯母及びその配偶者、従兄弟・従姉妹
- (5) 配偶者の(2)、(3)、(4)ただし、配偶者が死亡している場合は、姻族関係を継続している場合に限る

4 申込遺骨の祭祀の主宰者

申込遺骨の祭祀の主宰者が次のいずれかに該当する方であり、かつ、申込遺骨の祭祀を承継するものがない、または、いなくなる見込みであること。

- (1) 申込者本人
 - (2) 申込者との続柄が「3 申込者と申込遺骨の続柄」のいずれかに該当する方
 - (3) 申込遺骨との続柄が「3 申込者と申込遺骨の続柄」のいずれかに該当する方
- 「祭祀の主宰者」とは

申込遺骨の葬儀の喪主・法事の施主等を務めた方、あるいは死亡届等を提出した方等、今後も遺骨及び墓所を守り管理していく立場にある方のことをいいます。

5 その他

- (1) 申込者について各市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に滞納がないこと。
- (2) 墓地使用料を定められた期日までに納入できること。
- (3) 墓地使用許可日から6か月以内に申込遺骨を納骨することができること。

◆欠格事項及び使用許可の取消し等

次のいずれかに該当する場合は、申込み自体が欠格となり、無効となります。

- (1) 現に申込遺骨のない方が申込みをした場合
- (2) 祭祀の主宰者の条件に当てはまらない方で申込みをした場合
- (3) 必要書類を提出及び提示できない場合、または書類審査の結果、申込資格がないことが判明した場合
- (4) 墓地使用許可日より前に市外に転出した場合
- (5) 墓地使用料を定められた期日までに納入しなかった場合
- (6) 墓地使用許可証交付後、合葬式墓地（合葬室）に6か月以内に納骨しなかった場合

2 申込みの受付

「1 申込資格」を確認のうえ、次のとおり申し込みください。

1 申込日時

午前8時30分から午後5時まで

※土・日曜日、祝日、市役所閉庁日を除く

2 申込場所

市役所2階西庁舎⑨窓口 生活環境課生活環境係

※電話及び郵送での申込みは受け付けておりません。

3 申込書類

- (1) 羽村市富士見霊園墓地使用許可申請書(実印が必要)
- (2) 申込者の本籍及び続柄記載の世帯全員の住民票 (申請日の3か月以内に発行されたもの)
- (3) 申込者の印鑑登録証明書 (申請日の3か月以内に発行されたもの)
- (4) 戸籍謄本類 (申込者と祭祀の主宰者と申込遺骨との続柄がわかるもの)
*胎児(妊娠4か月(12週)以上)の遺骨で申し込む場合は、母子健康手帳または病院などの証明書を持参してください。ただし、死体火葬許可証に親・子の続柄が記載されている場合は必要ありません。
- (5) 市税等の納付状況確認同意書(実印が必要)
- (6) 住民基本台帳及び戸籍記載事項確認同意書 (実印が必要)
- (7) 承継者不在の申立書 (実印が必要)
- (8) 死体火葬許可証 ※他の墓地からの改葬の場合は、埋蔵証明書

※改葬の場合は、墓地使用許可後、納骨時に改葬証明証が必要になります。改葬証明証の申請については、現在納骨されている区市町村で確認してください。

- (9) 祭祀を主宰していることを証明する書類 (葬儀や供養時の会葬御礼の通知や領収書など)

4 注意事項

- (1) 申込の際はできるかぎり申込者本人がご来庁ください。お越しになれない場合は、提出書類の内容を説明できる方がご来庁ください。
- (2) 必要書類がすべて揃っていないと申込することはできません。なお、その後の書類審査で不備があった場合は速やかに必要書類を提出してください。なお、必要書類が提出できない場合は、辞退したものと取り扱います。
- (3) 書類審査で欠格事項が判明した場合は、失格となります。
- (4) 提出書類は、死体火葬許可証(又は埋葬証明書)、祭祀を主宰していることを証明する書類を除いて返却できません。
- (5) 羽村市富士見霊園条例第15条により、霊園内墓地の使用は、霊園内墓地使用者1人につき1箇所となっているため、合葬式墓地と区画墓地の両方の使用者になることはできませんので、ご注意ください。

※埋葬証明書は現在納骨されている墓地の管理を行っているところで発行されるものになります。

3 墓地使用許可申請の手続きから使用許可決定について

提出いただいた書類を審査し、墓地の使用を許可した方に、墓地使用許可決定通知及び墓地使用料の納入通知書を送付します。

- (1) 墓地使用許可決定通知及び墓地使用料の納入通知書をお送りいたしますので、納入期日までに記載された取扱金融機関で納入してください。定められた期日までに納入がない場合は、辞退したものととして取り扱います。

4 墓地使用許可証の送付

墓地使用料の納入が確認できた方に、墓地使用許可証を送付します。

5 遺骨の納骨

遺骨の納骨を行うときは、次のとおり手続きを行ってください。

◆合葬式墓地（合葬室）

- (1) 墓地の使用許可日から6か月以内に納骨してください。
- (2) 遺骨の納骨は予約制です。日程が決まりましたら、**富士見霊園管理事務所**（富士見斎場内にあります。電話 042-579-5394、FAX 042-579-2259）に連絡し、予約をしてください。
- (3) 当日は、申込遺骨、死体火葬許可証(又は改葬許可証)及び墓地使用許可証を管理事務所に持参してください。**改葬遺骨の納骨時には改葬証明証が必要になります。改葬証明証の申請については、現在納骨されている区市町村で確認してください。**

なお、死体火葬許可証（又は改葬許可証）は管理事務所でお預かりすることになります。墓地使用許可証は必要事項を記載してお返しします。

- (4) 合葬室へ納骨された遺骨はお返しすることはできません。

6 墓誌の彫刻 ※希望制

希望により合葬式墓地参拝所横の墓誌にお名前を彫刻することができます。

- (1) 彫刻を希望される方は、霊園管理事務所に申請してください。
- (2) 墓誌への彫刻は、納骨した遺骨のお名前のみ(戒名等は不可)となります。
- (3) 費用は全額自己負担となり、彫刻についてはご自身で手配をお願いします。